

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

#### 京都市上下水道局管理規程第8号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「同項中「4号給」を「同項各号列記以外の部分、第1号及び第2号中「4号給」とあり、並びに同項第3号中「4号給に達しない号給数で別に定める号給数」に、「2号給」を「0号給」に改める。

第15条の見出しを「(扶養手当)」に改め、同条各号列記以外の部分中「扶養親族とは、次に」を「扶養手当は、扶養親族(次に)に、「親族で職員」を「親族で、職員」に、「主として」を「、かつ、主としてその」に、「者とする」を「ものをいう。以下同じ。)のある職員に対して支給する」に改め、同条第1号中「事実上」を「、事実上」に改める。

第16条第1項を次のように改める。

扶養手当の月額は、扶養親族たる子については1人につき10,000円(職員に配偶者が不在の場合であって、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円)とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については8,100円)とする。

別表第1備考中「182,700円」を「183,700円」に改める。

別表第4水道施設維持管理業務の項を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(昇給の基準に関する暫定措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)から平成33年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の京都市上下水道局職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第7条第3項の規定の適用については、同項中「0号給」とあるのは、「1号給」とする。

(扶養手当に関する暫定措置)

3 施行日から平成33年3月31日までの間における改正後の規程第16条第1項の規定の適用については、同項中「子については1人につき10,000円（職員に配偶者が不在の場合であって、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については8,100円）」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	配偶者については12,100円とし、扶養親族たる子については1人につき7,600円（職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者がいる場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については10,800円）
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	配偶者については10,300円とし、扶養親族たる子については1人につき8,400円（職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者がいる場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については9,900円）
平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	配偶者については8,400円とし、扶養親族たる子については1人につき9,200円（職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者がいる場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については9,000円）

（上下水道局総務部職員課）